

# 安全・衛生規程

平成28年3月1日 施行

日本コミュニティーケア株式会社

## (目 的)

**第1条** 本規則は、職員就業規則第70条に基づいて、全職員の安全・衛生および健康に関することを規定するものである。

なお、この規程に定めのないものについては、労働安全衛生法およびその他の関連法令の定めによるものとする。

## (安全衛生の保持)

**第2条** 当社は、職員の健康管理およびその増進に努め、災害予防のための安全設備および職場環境の改善充実に努めるものとする。

## (職員の遵守事項)

**第3条** 職員は、安全確保のため、特に次の事項を厳守しなければならない。

- (1) 当社の所定の服装で作業を行い、定められた作業標準を守ること
- (2) 常に職場の整理整頓に努め、通路、非常口、防火設備のある箇所には物品を置かないこと
- (3) 立入り禁止区域には、定められた者以外は立ち入らないこと
- (4) 定められた保護具の着用、または使用を怠らないこと
- (5) 機械設備、工具等は作業前に点検し、故障または危険な箇所を発見したときは直ちに所属長に報告し、指示を受けること
- (6) 運搬作業、電気施設の送電等には特に連絡合図を確実に行うこと
- (7) 許可なく安全装置を取り除き、またはその効力を失わせるような行為をしないこと
- (8) 引火、発火、爆発等のおそれのある物体を取り扱う場合は、定められた方法に従い、特に慎重に行うこと
- (9) 許可なくたき火、電熱器その他の火気を使用し、または定められた場所以外で喫煙をしないこと
- (10) 常に職場および環境の清潔に努め、廃棄物は定められた場所以外に捨てないこと

## (安全衛生推進者又は衛生管理者)

**第4条** 安全衛生推進者又は衛生管理者は、職員の健康管理を適正に行うため、次の各号に掲げる事項を統括管理するものとする。

- (1) 職員の危険または健康障害を防止するための措置に関する事項
- (2) 職員の安全または衛生教育の実施に関する事項
- (3) 健康診断の実施その他職員の健康の保持増進に関する事項
- (4) 労働災害の原因の調査および再発防止対策に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するために必要な業務

**2** 衛生管理者は、少なくとも毎週1回作業場などを巡視し、設備、作業方法または衛生

状態に有害のおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

#### (産業医)

**第5条** 産業医は、次の業務を行うものとする。

- (1) 健康診断の実施、作業環境の維持管理その他職員の健康管理に関する事項
  - (2) 健康教育、衛生教育その他職員の保持増進を図るための措置に関する事項
  - (3) 職員の健康障害の原因調査および再発防止のための措置に関する事項
- 2 産業医は、前各号に掲げる事務について、必要に応じ衛生管理者に対し指導および助言をすることができる。
- 3 産業医は、少なくとも毎週1回作業場などを巡視し、作業方法または衛生状態に有害なおそれがあるときは、直ちに職員の健康障害を防止するために必要な措置を講じなければならない。

#### (安全衛生委員会)

**第6条** 職場の安全および保健衛生の向上を図るため、安全衛生委員会を設ける。

- 2 安全衛生委員会は、衛生管理者、産業医その他をもって構成する。
- 3 安全衛生委員会は、法令に定める事項その他必要な事項を審議する。
- 4 安全衛生委員会において決定された事項は、当施設および職員ともに速やかにその義務を履行しなければならない。
- 5 安全衛生委員会の組織および運営に関する事項は、別に定める。

#### (安全衛生教育)

**第7条** 当社は、職員の雇入れ時および作業内容の変更時に必要な、次に掲げる教育を行う。

- (1) 整理整頓および清潔の保持に関する事項
  - (2) 業務に関して発生するおそれのある負傷、疾病の原因および予防に関する事項
  - (3) 事故発生時等における応急処置および退避に関する事項
  - (4) その他業務に関する安全または衛生のために必要な事項
- 2 職員は、前項に掲げる教育に積極的に参加しなければならない。

#### (火元責任者および火災防止)

**第8条** 火元責任者は、建築物ごとに代表取締役が任命する。

- 2 火元責任者は、火災防止に関する次の事項を行わなければならない。
  - (1) 常に担当の放火用具の点検整備を行い、防火用具の位置および使用方法を関係従業員に周知させること

(2) 随時、自己担当区域の電気、ガス、爆発性または引火性のもの等火災発生の原因となるものの状況を点検し、常に火災防止の措置を講ずること

3 職員は火元責任者の指示に従い、あるいは協力して火災防止に努めなければならない。

#### (非常時の措置)

**第9条** 火災その他非常災害の発生する危険があることを知ったとき、および物品の紛失その他異常を認めたときは、臨機の処置をとるとともに、直ちにそのことを関係者に報告しなければならない。

2 非常災害が発生した場合には、当社としての使命完遂のため、互いに協力してその被害を最小限度にとどめるよう努力するとともに、利用者の救護をまっとうしなければならない。

3 職員は当社およびその付近に火災その他非常災害があるときは、勤務時間の内外にかかわらず出勤して、災害防止に協力しなければならない。

#### (健康診断等)

**第10条** 当社は、職員に対し、雇入れの際および毎年1回以上、医師により健康診断を行う。また、深夜時間勤務をする職員に対しては、毎年2回以上の診断を行う。

2 健康診断を命ぜられた者は必ずこれを受けなければならない。ただし、当社が認めた場合には、他の医師の健康診断を受け、その結果を証明する診断書を提出してこれに代えることができる。

3 当社の給食調理業務に従事する者は、毎月1回以上の検便を受けなければならない。

4 当社は、健康診断の結果に基づき、健康保持のため必要がある場合は、適切な措置を講ずるものとする。

5 当社は、健康診断を受けた職員に対し、結果を本人に通知しなければならない。

6 当社は、健康診断の結果その他健康管理上必要な事項について、職員ごとに健康管理個人票に記録し、5年間保存するものとする。

7 定期健康診断に関しては、当社が費用を負担するものとする。

#### (就業の禁止)

**第11条** 前条の健康診断の結果、特に必要がある場合は次の措置をするものとする。

(1) 就業を一定期間禁止または制限する

(2) 配置転換する

(3) その他必要な措置をとる

2 前項第1号に定める就業を禁止する者とは、次の者をいう。

(1) 病毒伝播のおそれのある伝染病の疾病にかかった者

(2) 精神障害のために、現に自身を傷つけ、または他人に害を及ぼすおそれのある者

- (3) 心臓、腎臓、肺等の疾病で労働のため病勢が著しく増悪するおそれのあるものにかかった者
  - (4) 前各号に準ずる疾病で厚生労働大臣が定めるものにかかった者
  - (5) 就業することによって病状が悪化するおそれのある者および療養期間が終了した後も回復せず、通常の勤務が困難と認められる者
  - (6) その他、上記に準ずる者で就業を禁止または制限することが適当と認められる者
- 3 前項に該当する者で就業を禁止された場合、その期間中は欠勤または休職として取扱う。

(メンタルヘルスケア)

**第12条** 当社は、すべての職員が常に心身ともに健康で就業できるよう、心の健康づくりに必要な施策を講ずる。

(交通安全)

**第13条** 職員は、車輛の運転をすると否とを問わず、国民の一人として交通法令、交通マナーを遵守し、交通安全の確保に努めなければならない。

附 則

- 1. この規程は、平成25年1月1日から実施する。
- 2. この規程は、平成28年3月1日に改定する。  
(第1条1項変更および第10条7項追記)